

12/25
12/26
12/27

福島事故以前に後退

元最高裁判官 新基準「合理性」丸のみ

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働を差し止めた仮処分決定を覆した福井地裁の二十四日の異議審決定。住民側弁護士が「原発訴訟の天王山」と位置付けた司法判断は、再稼働にお墨付きを与えた。最高裁での勤務経験がある三人の裁判官が出した判断は、東京電力福島第一原発事故以前の形に戻った。高浜道部・高橋雅人

異議審 高浜再稼働認める

■後退

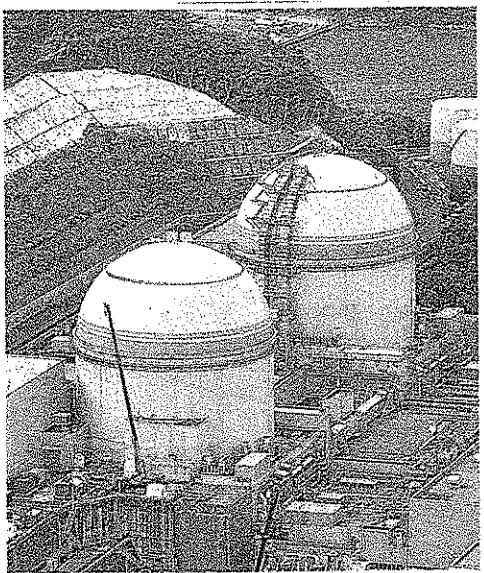
「全然進歩していない」。
決定通知後に福井市内で行われた住民側の会見。弁護団の共同代表、河合弘之弁護士は怒りを通り越し、あざむいた口ぶりで語った。

長年、原発訴訟の判断基準となってきたのは一九九二年の伊方原発訴訟の最高裁判決だ。①審査基準が合理的で②専門家の審査過程に見過ごせない誤りがない限りは合法とした。

①をめぐると見解の違いから司法判断が分かれたのが四月だった。福井地裁決定

■原発訴訟 「脱原発訴訟」

発起人全国連絡会によると、現在、係争中の差し止め訴訟や仮処分申し立ては全国で28件。高浜原発をめぐる、滋賀県の住民等が大阪地裁に申し立てた別の差し止め仮処分は、今月15日に審理が最終し、来春にも決定が出る。



関西電力高浜原発の（手前から）3号機、4号機＝高浜町で

核心

審査すべきだとの考え方も成り立ち得ないものではない」と住民側の主張に理解を示した。

■単純

これに対し、今回の福井地裁の異議審決定は単純だ。基準地震動や耐震安全性など、個別の争点を判断する中で、いずれも「新規制基準の枠組みには合理性がある」と認定。基準に「層の厳格さを求めることもなく、重大事故によって炉心溶融が起きた後の対応については「判断するまでもない」と一蹴した。

従来、多くの裁判所が伊方判決を踏まえた上で「各分野の専門家が策定した審査基準には誤りはない」と前提で原発がその基準に適合するか、審査過程に

福井地裁の決定内容	
	今回
基準地震動の策定	最新の科学的、技術的知見を踏まえ、保守的に策定している
耐震安全性	基準地震動に対して、余裕を確保している
使用済み核燃料プール	高い耐震安全性を持たせ、多様な代替注水、冷却手段を整備している
新規制基準	枠組みには合理性があり、規制委員の判断にも合理的な点はない

再稼働「地元理解を」首相が経産相に指示
安倍晋三首相は二十四日、林幹雄経産相と官邸で会談し、関西電力高浜原発3、4号機の再稼働について「地元の理解を進めながら安全第一にしっかりと進めてほしい」と指示した。

する判断を中心に据えてきた。結果、各地の原発訴訟で原告側は、ことごとく敗れてきた。
今回の決定はまさに従来型。「絶対的安全性は存在しない」と繰り返して、安全神話を否定したが、河合弁護士は「リップサービス」と批判。結論に反映されない限り、意味がないとの見方を示した。
■危惧
林潤裁判官は、かつて最高裁民事局で勤務し、陪席の山口敦士、中村修輔の両裁判官も最高裁勤務を経験。二〇〇六年の志賀2号機差し止め訴訟で原告勝訴の判決を出した金沢地裁の元裁判官で、現在は弁護団に加わる井戸謙一弁護士は決定前、「最高裁も評価している人たち。原発訴訟の全体の流れを決定付ける」と話していた。
しかし、それは「個々の争点について本格的に結論を出す」と期待したため。決定後には「こんな決定では今後の裁判に与える悪影響はない。重みはない」と断言。「裁判官に固執には抵抗できない」という意識があったのかもしれないと推測する。
元裁判官で、九三年に大阪地裁高浜2号機差し止め訴訟で、裁判長として原発の危険性を初めて指摘した海保寛さん（心）宮崎市は司法の信用低下を危惧する。「住民側もレベルの高い意見を出している。検討していないと裁判官の能力が問われてしまう。専門家が根拠とするところの疑問を聞いていけば、専門家でない裁判官でも判断は可能だ」。行政に追随するのがその役割なのか。今、司法が問われている。